

(1) 寺請制度下のキリシタン

寺請制度(檀家制度)と寺請証文→宗門人別改帳の作成(毎年1回の調査・作成)
→寺請証文(寺請状・宗旨手形)の発行

宗門人別改帳の制度を寺請制度が補完……「一家一寺の制」により「離檀」の禁止、「移転の自由」の制限、寺に民衆の監視を担わせた。

(2) キリシタン禁教高札と統制弾圧

銀1枚=銀43匁(もんめ) 金1両=銀60匁 銀500枚=約350両
金1両=10万円(現在の貨幣価値で換算)→銀500枚は3500万円

(3) 遣欧岩倉使節団の(不平等条約)改正交渉

1871年(明治4)11月12日から1873年9月13日まで

(4) 明治新政府の天皇絶対主義政治の初期宗教政策及び浦上4番崩れ

明治新政府=天皇制絶対主義国家樹立を目指す。

天皇を中心とする祭祀体系・儀礼を確立して、神社神道を宗教から切り離し、国家の管理下においた。

浦上4番崩れ ※ 一番崩れ-1790~95年、二番崩れ-1842年、三番崩れ-1856年、四番崩れ-1867年~1871・72・73

(5) パリ外国宣教会

宣教・布教・伝道

1858年 7月29日、日米修好通商条約調印、

1859年 7月 神奈川(横浜)・函館・長崎・兵庫(神戸)・新潟を開港して居留地を許し、日本人と外国人との雑居を認めた、

1860年 米国で批准され発効。外国人は信教の自由を保証され、宣教師は居留地の中での宣教活動を許される。

1865年 2月19日、大浦天主堂の献堂式。3月17日、浦上信徒とプチジャン神父の出会い=信徒発見

(6) 大日本帝国憲法と信教の自由

〈明治20年代後半から30年代にかけてのカトリック・プロテスタントを問わずキリスト教界の停滞期〉

都市部においては産業革命の進行期にあたり、賃金労働者という新しい社会層を生み出していた。不況の農村部からの出稼ぎが急増して農村も都市も大きな転換期に直面していた。この時期、都市にあった教会は強固な組織体として整備され機能しつつあったが、そのいっぽうで、農村部におけるキリスト教伝道は振るわず、農村のみならず地方の小都市の教会も解散していった。

(五野井隆史「日本キリスト教史」287ページ)

〈資本主義の発展により生じた労働階層と諸々の社会問題とキリスト教会〉

産業革命の進行と、これにともなう資本主義の発展により生じた労働階層とそれらに付随して起こった諸々の社会問題に対して、キリスト教会はプロテスタント・カトリックともに冷淡であり、自己の問題として取り組む姿勢を欠いていたが、ユニテリアンを中心としたキリスト教社会主義者と、救世軍及びキリスト者個人が、これらの問題に強い関心を示し、社会事業活動に携わっていった。

(五野井隆史「日本キリスト教史」288~289ページ)

大日本帝国憲法

1889年(明治22年)発布。天皇を元首とし、国民を臣民とする主権在君制。天皇は神聖不可侵、強大な天皇大権を持つ。

(7) 教育勅語

1890年(明治23年)発布。教育の指導原理を示す勅語。儒教的道徳思想を基礎に、天皇制の強化を図る。御真影と共に各学校に配布。奉安殿に安置し、学校で奉読式を行った。